

議案第98号

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年11月29日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び都市下水路事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）

第4条第1項に規定する事業計画に定めるとおりとする。

3 都市下水路事業の施設の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円を超えるもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年の3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(北名古屋市監査委員に関する条例の一部改正)
- 2 北名古屋市監査委員に関する条例(平成18年北名古屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。
第8条中「法第233条第2項」の次に「又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項」を加える。
(北名古屋市都市下水路条例の一部改正)
- 3 北名古屋市都市下水路条例(平成18年北名古屋市条例第134号)の一部を次のように改正する。
第1条中「設置及び」を削る。
第2条を次のように改める。
第2条 削除
第5条第1項中「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、同項ただし書中「第3条」を「同条」に改める。
第6条の見出し中「徴収」を「徴収等」に改め、同条第1項第5号を削り、同条に次の1項を加える。
3 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、前項の占用料を減額し、又は免除することができる。
第12条中「前項」を「前2条」に改める。
別表を削る。
(北名古屋市下水道条例の一部改正)
- 4 北名古屋市下水道条例(平成18年北名古屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
第2条 削除
(北名古屋市公共下水道事業特別会計条例の廃止)
- 5 北名古屋市公共下水道事業特別会計条例(平成18年北名古屋市条例第54号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

都市下水路の名称	位置	
鹿田下水路1号線	起点	北名古屋市鹿田東村前76番2地内
	終点	北名古屋市鹿田清水1番地先
鹿田下水路2号線	起点	北名古屋市鹿田大門214番2地先
	終点	北名古屋市鹿田坂巻135番1地先
片場下水路	起点	北名古屋市鹿田道下28番地先
	終点	北名古屋市六ツ師北屋敷2418番1地先
宮浦川下水路	起点	北名古屋市九之坪白山5番地内
	終点	北名古屋市九之坪竹田54番地内
白弓川下水路	起点	北名古屋市沖村八反204番2地先
	終点	北名古屋市沖村天花寺284番地内
	起点	北名古屋市沖村井島175番1地内
	終点	北名古屋市沖村山ノ神167番地内
	起点	北名古屋市沖村東ノ郷257番地内
	終点	北名古屋市沖村東ノ郷238番地内
神明川下水路	起点	北名古屋市沖村西ノ川200番地先
	終点	北名古屋市中之郷四辻166番地内
栗島川下水路	起点	北名古屋市石橋白目1番3地先
	終点	北名古屋市中之郷北209番地内
中杵川下水路	起点	北名古屋市宇福寺東出49番地内
	終点	北名古屋市山之腰天神東7番1地先